

乙第一二號

案起昭和五年一月十二日

決昭和五年一月十一日

施昭和五年一月十一日

行昭和五年一月十一日

昭和二十四年一月十三日

總理官房會計課長 兼
總理官房總務課長

りゆく奪財産に関する司令部並て公信添付書類
件

標記の件に關する外務省特殊財產局長より別紙四写の

とおり申述べがあつたので通知一通します。

裏面白紙

產一合第九号

此和二十四年一月十日

りやく奪財産に陥する司令部にて公信件付書類の件
氏間財産管理局へ C · P · C 一より、りやく奪財産に陥する日
本政府よりの司令部にて公信について英文の附属書類を添付する
ものは二部の一部に写でよひ一を送付する。よう要望されてゐる一
方外務省においても事務の処理上写一部を添えて直ぐ必要がある
から爾今 C · P · C めて英文書類へ殊に申請書の類一は本文の外
写二部を添付の上當方に送達願いたい。

總理廳官房給務課長殿

裏面白紙

本信送付先